

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

・中野区の人口構造

中野区の人口 332,017 人は 23 区中 13 番目と中位であるが、人口密度 21,297 人/km² は豊島区、に次いで高い地域となっている。

年代別の人口構成をみると、20 歳代及び 30 歳代が人口全体の 31.5%を占めている。これは、東京都全体 (25.2%)、特別区部 (26.7%) と比較して高い割合である。

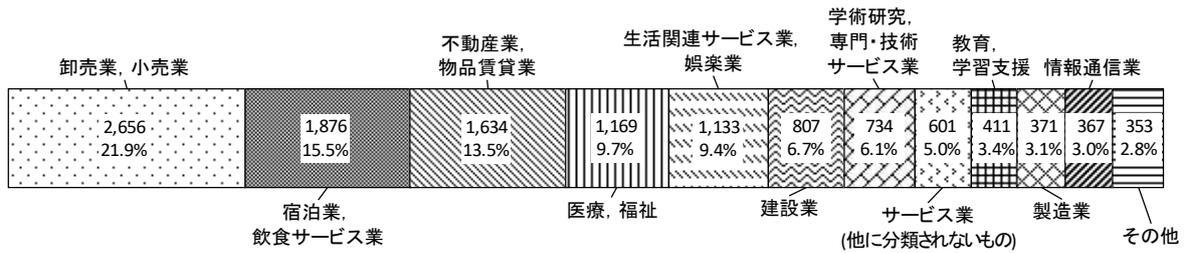
※人口及び人口密度は、東京都統計局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口／令和 4 年 1 月」より、令和 4 年 1 月 1 日現在の数値。

・中野区の産業構造 (事業所数、従業者数)

分類	事業所数	従業者数	分類	事業所数	従業者数
卸売業, 小売業	2,656	26,974	製造業	371	6,315
宿泊業, 飲食サービス業	1,876	11,803	情報通信業	367	9,271
不動産業, 物品賃貸業	1,634	5,763	運輸業, 郵便業	185	4,032
医療, 福祉	1,169	15,234	金融業, 保険業	133	5,949
生活関連サービス業, 娯楽業	1,133	5,445	複合サービス事業	29	683
建設業	807	7,731	農業, 林業, 漁業	3	10
学術研究, 専門・技術サービス業	734	5,766	電気・ガス・熱供給・水道業	3	22
サービス業(他に分類されないもの)	601	10,956	漁業	0	0
教育, 学習支援業	411	6,634	鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0
			合計	12,112	122,588

(平成 28 年経済センサス活動調査結果から作成)

区内民営事業所の産業分類別の構成をみると、生活利便性の高い住宅都市としての性格を反映して、「卸売業, 小売業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「不動産業, 物品賃貸業」で約 50%を占めている。

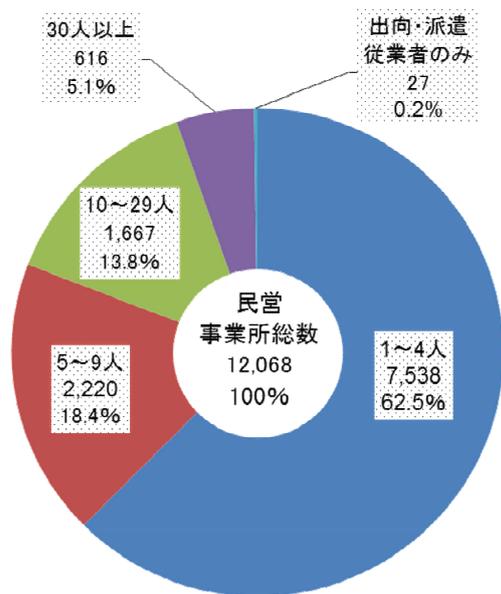


(平成28年経済センサス活動調査結果から作成)

・ 中小企業者等の実態

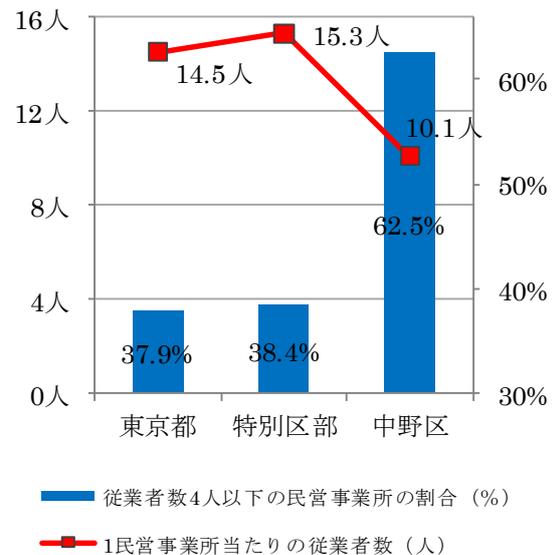
従業者規模別の区内民営事業所の構成では、約95%が従業者数30人未満の中小企業等であり、特に従業者数4人以下の小規模事業所の割合は62.5%で、東京都全体、特別区部に比べて高く、1事業所当たりの従業者数は10.1人で比較的少ない。

□ 中野区の従業者規模別
民営事業所数



(平成28年経済センサス活動調査結果から作成)

□ 1民営事業所当たりの従業者数
従業者数4人以下の民営事業所の割合



(平成28年経済センサス活動調査結果から作成)

このような状況を踏まえ、当区では中小企業者向けの助成制度や融資制度相談窓口、などを設け支援しているところであるが、今後は、より生産性の高い設備等の導入・更新を促進することにより、区内中小企業者の人材不足への対応や生産性の向上、経営基盤の強化、競争力の強化につなげていくことが必要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、区内中小企業者の生産性向上を図る。そのための目標として、計画期間中に計20件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当区の産業は多岐にわたり、幅広い業種が区内の経済、雇用等を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当区では、区内全域にわたって中小企業者が存在するため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、区内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当区の産業は多岐に渡り、多様な業種が区内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において、対象とする業種・事業は全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備導入計画の期間は3年間、4年間、または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端的設備等導入計画の認定の対象としない。

- ・住民税等に滞納がある者は対象としない。(先端設備等導入計画の提出時点で納期到来分まで)
- ・計画認定後、認定事業者に対して計画に基づく取組の進捗状況の報告を求めるとともに、事業成果の普及等を目的とするヒアリング等の協力を依頼する場合がある。